31.8GHz（第一地域及び第三地域）、36.43―36.5GHz、42.5―43.5GHz、48.94―49.04GHz、76―86GHz、92―94GHz、94.1―100GHz、102―109.5GHz、111.8―114.25GHz、128.33―128.59GHz、129.23―129.49GHz、130―134GHz、136―148.5GHz、151.5―158.5GHz、168.59―168.93GHz、171.11―171.45GHz、172.31―172.65GHz、173.52―173.85GHz、195.75―196.15GHz、209―226GHz、241―250GHz及び252―275GHzの周波数帯が分配されている他の業務の局に対する周波数割当てを行うに当たっては、電波天文業務を有害な混信から保護するため、実行可能な全ての措置を執ることを要請される。宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対する著しく重大な混信源となり得る（無線通信規則第4.5号、第4.6号及び第29条参照）。

5.149A

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、13450―13550kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務に、二次的基礎で航空移動(R)を除く移動業務に分配する。

5.150

13553－13567kHz（中心周波数13560kHz）、26957－27283kHz（中心周波数27120kHz）、40.66―40.70MHz（中心周波数40.68MHz）、第二地域における902―928MHz（中心周波数915MHz）、2400―2500MHz（中心周波数2450MHz）、5725―5875MHz（中心周波数5800MHz）及び24―24.25GHz（中心周波数24.125GHz）の周波数帯は、産業科学医療用（ＩＳＭ）の使用に指定する。この周波数帯で運用する無線通信業務は、これらの使用によって生じ得る有害な混信を容認しなければならない。この周波数帯でのＩＳＭ装置の運用は、無線通信規則第15.13号の規定に従うことを条件とする。

5.151

付加分配：13570―13600kHz及び13800―13870kHzの周波数帯は、放送業務に有害な混信を生じさせないことを条件として、固定業務及び航空移動（R）を除く移動業務の局で、その所在する国の領域内でのみ通信を行うものに使用することができる。主管庁は、これらの業務に周波数を使用するときには、必要最小電力を使用し、かつ、無線通信規則に従って発行される放送業務による季節別の周波数使用を考慮するよう要請される。

5.152

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、中華人民共和国、コートジボワール、ロシア、グルジア、イラン、カザフスタン、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、14250―14350kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務にも分配する。固定業務の局は、24dBWを超える輻射電力を使用してはならない。

5.153

第三地域では、15995―16005kHzの周波数帯が分配された業務の局は、標準周波数及び報時信号を送信することができる。

5.154

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ロシア、グルジア、カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、18068―18168kHzの周波数帯は、１kWを超えない尖頭包絡線電力による国境内での使用のため、一次的基礎で固定業務にも分配する。

5.155

付加分配：アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850―21870kHzの周波数帯は、一次的基礎で航空移動（R）業務にも分配する。

5.155A

アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ロシア、グルジア、カザフスタン、モルドバ、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、スロバキア、タジキスタン、トルクメニスタン及びウクライナでは、21850―21870kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の航行の安全に関する業務に限る。

5.155B

21870―21924kHzの周波数帯は、航空機の飛行の安全に関する固定業務に使用される。

5.156

付加分配：ナイジェリアでは、22720―23200kHzの周波数帯は、一次的基礎で気象援助業務（ラジオゾンデ）にも分配する。

5.156A

23200―23350kHzの周波数帯の固定業務での使用は、航空機の飛行の安全に関する業務に限る。

5.157

海上移動業務による23350―24000kHzの周波数帯の使用は、船舶間無線電信に限る。

5.158

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、24450―24600kHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び陸上移動業務に分配する。

5.159

代替分配：アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、モルドバ、ウズベキスタン及びキルギスでは、39―39.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5.160

付加分配：ボツワナ、ブルンジ、コンゴ民主共和国及びルワンダでは、41―44MHzの周波数帯は、一次的基礎で航空無線航行業務にも分配する。

5.161

付加分配：イラン及び日本では、41―44MHzの周波数は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。

5.161A

付加分配：大韓民国及びアメリカ合衆国では、41.015―41.665MHz及び43.35―44MHzの周波数帯は、一次的基礎で無線標定業務にも分配する。無線標定業務の局は、固定業務又は移動業務で運用されている局に対して有害な混信を生じさせてはならない。また、それらの局からの保護を要求してはならない。無線標定業務による使用は、決議第612（ＷＲＣ―12、改）に従って運用する海洋レーダーに限る。

5.161B

代替分配：アルバニア、ドイツ、アルメニア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、バチカン、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モルドバ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、ウズベキスタン、オランダ、ポーランド、ポルトガル、キルギス、スロバキア、チェコ、ルーマニア、英国、サンマリノ、スロベニア、スウェーデン、スイス、トルコ及びウクライナでは、42―42.5MHzの周波数帯は、一次的基礎で固定業務及び移動業務に分配する。

5.162

付加分配：オーストラリアでは、44―47MHzの周波数帯は、一次的基礎で放送業務にも分配する。

5.162A

付加分配：ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、中華人民共和国、バチカン、デンマーク、スペイン、エストニア、ロシア、フィンランド、フランス、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モナコ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ、英国、セルビア、スロベニア、スウェーデン及びスイスでは、46―68MHzの周波数帯は、二次的基礎で無線標定業務にも分配する。この分配は、決議第217（ＷＲＣ―97）に従って運用するウィンドプロファイラレーダーに限る。